平成２７年（フ）第１０３４４号
東京都中野区中央５丁目13―１―907
債務者　土井真紀子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３５５号
東京都品川区平塚１丁目14―13
債務者　濱口　靖久
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３５７号
東京都新宿区下落合１丁目15―19―407
債務者　小林淳一郎
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３６０号
東京都品川区北品川２丁目18―９
債務者　天野　智太
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３６１号
神奈川県相模原市中央区宮下本町１丁目２―19―212
債務者　佐渡康二朗
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３６２号
東京都東大和市蔵敷３丁目799　芝中住宅イ12―403
債務者　齋藤　恵子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３６５号
東京都町田市原町田１丁目２―26　Ｒ２　レジデンス702
債務者　黒田　泰志
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０５６号
神奈川県藤沢市遠藤822番地の２　アムール湘南102
債務者　井上　　潤
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７４号
静岡市葵区鷹匠２丁目15番10号　越前屋ビル503号
債務者　市川むつ子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９６０号
東京都青梅市野上町３丁目16番地の７ニューハイム302号
債務者　平山　清子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月３日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２８６号
愛知県岡崎市小針町城跡20―１　ハイツ沢田103号室、住民票上の住所大阪市旭区高殿２丁目13番１―307号
債務者　土田　正登
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第５９５号
静岡市駿河区根古屋288番地の１、旧住所静岡市清水区三保1857番地の22
債務者　中村　智美
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月８日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０７号
栃木県佐野市上台町2123番地　はるか荘203、前住所栃木県佐野市堀米町3932番地２　セレーノＤ202
債務者　菅原　千里
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第５７０号
静岡県榛原郡吉田町住吉1176番地の４　榛の木103
債務者　伊藤　昭彦
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５９９号
静岡県榛原郡川根本町水川754番地、旧住所静岡県御前崎市白羽8401番地　加藤アパート201号
債務者　松本　悠紀
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部